



▼産業廃棄物管理票等交付状況報告書の提出

産業廃棄物管理票等交付状況報告書のPDFファイルを提出する。

宮城県公式ウェブサイト (<https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisoyori/manifest-page001.html>) よりダウンロードした「産業廃棄物管理票等交付状況報告書（様式第3号）」Excel ファイルに必要事項を入力し、PDF形式に保存したうえで、本システムを利用してください。

(1) システム起動

みやぎ産廃報告ネットにアクセスし、「産業廃棄物管理票等交付状況報告書の提出」ボタンをクリックする。



(2) ログイン

【利用登録済みの場合】

「利用登録済みの方」に利用者 ID、パスワードを入力し、次へをクリックする。

※ 利用者 ID はアルファベット大文字 1 文字 + 数字 5 桁です。

利用者 ID、パスワードが分からない場合はこちらをクリックし必要な操作を行ってください。

【初めて利用する場合】

「初めて利用する方」に必要事項を入力し、送信ボタンを押す。

入力したメールアドレス宛に、利用者 ID・パスワードが通知されます。

※ 処理業許可や施設許可を有し、宮城県から利用者 ID・パスワードを通知されている場合は、そちらをご利用ください。

※ 同じ利用者 ID で、他の報告も可能です。

利用登録済みの方

利用者ID・パスワードを入力し、次へボタンをクリックしてください。

利用者IDは、アルファベット大文字1文字 + 数字5桁です。

利用者ID:

パスワード:

利用者ID・パスワードがわからない場合

次へ

初めて利用する方

事業者名・連絡先メールアドレスを入力し、送信ボタンをクリックしてください。

宮城県産業廃棄物処理業許可業者及び自社処理の施設設置許可事業者には、利用者IDを別途画面でお知らせしています。ここから登録しないでください。

▶ トップメニューに戻る

事業者名:

全て全角で入力
「株式会社」「有限会社」は省略せず入力する。

電話番号:

市外番番から、全て半角で入力
ハイフンは入力しない(例: 0222110000)

メールアドレス:

メールアドレス(再入力):

送信



(3) 提出

報告者住所、事業場名称、所在地を入力する。

- ※ 報告する事業場が4箇所以上ある場合は、メールサービスへご連絡ください。

各事業場について、参照ボタンをクリックし、あらかじめ作成しておいた PDF ファイルを選択する。

報告する全ファイルの選択が完了したら、提出ボタンをクリックする。

→報告完了です。

産廃廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出

報告する事業場が4箇所以上ある場合は[こちら](#)

報告者氏名 ○○○株式会社

報告者住所 白石市 ○○○○

事業場の名称	事業場の所在地	提出ファイル	確認
○○○○	白石市	自給廃棄物管理票.pdf	参照
			参照
			参照

ファイルのアップロード

名前	更新日時	種類	サイズ
産廃廃棄物管理票.pdf	2018/11/24 17:40	Adobe Acrobat Doc...	31
実施状況報告書.pdf	2018/11/24 17:40	Adobe Acrobat Doc...	31
処理計画.pdf	2018/11/24 17:40	Adobe Acrobat Doc...	31
様式_25.xls	2014/02/18 9:37	Microsoft Excel 97...	15
様式_26.xls	2014/02/04 16:37	Microsoft Excel 97...	70
様式_27.xls	2014/02/21 18:22	Microsoft Excel 97...	136

確認書発行 提出 終了

報告を受け付けました。
内容を確認後、確認書を発行します。
確認書の発行は別途登録のメールアドレスへお知らせします。

OK

(4) 確認書ダウンロード

報告が受理されると、確認書が発行されます。確認書が発行された場合は、登録したメールアドレスに通知されます。

- ※ 確認書が発行された報告は、確認欄に確認年月日が表示されています。

確認書発行ボタンをクリックする。

- ※ 確認書 (PDF) が表示されます。ダウンロードし、保管してください。

事業場の名称	事業場の所在地	提出ファイル	確認
○○○○	白石市	自給廃棄物管理票.pdf	参照
			参照
			参照

確認書発行 提出 終了

確認書

確認番号: M1000101号
平成26年03月04日

住所: ○○○株式会社
氏名: ○○○株式会社
代表取締役 ○○○

宮城県仙台南産廃所長
(公 印 省 略)

産廃物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の3の規定により、下記のとおり報告書等の
提出が完了したことを確認し、報告書等の